

(趣旨)

第 1 条 この細則は、東京都交通局印刷物規程（平成 7 年東京都交通局規程第 7 6 4 号。以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(印刷物保管台帳)

第 2 条 総務部総務課長（以下「総務課長」という。）は、規程第 5 条に基づき、各部から送付のあった印刷物を保管するに当たり、印刷物保管台帳を作成することとする。印刷物保管台帳は、印刷物に添付されている送付票に別記様式の受付印を押印し、番号及び必要事項を記入して、年度ごとに受付番号順に綴ったものとする。

(保存年限)

第 3 条 印刷物の保管年限は原則として以下のとおりとする。（ただし、総務課長がこれにより難いと判断した場合は、この限りでない。）

- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| 1 書籍及び刊行物（定期的に発行するものを除く。） | 3 年      |
| 2 定期的に発行する刊行物             | 次回版が出るまで |
| 3 パンフレット、ビラ、リーフレット、ポスター   | 1 年      |
| 4 映画フィルム、ビデオテープ、スライド      | 長期       |

(廃棄等)

第 4 条 保存年限の過ぎた印刷物は速やかに廃棄する。印刷物を廃棄するときは、同時に保管台帳からも削除する。

付 則

この細則は平成 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

付 則（3 0 交 総 第 1 6 8 5 号）

この細則は平成 3 1 年 3 月 2 7 日から施行する。

別記様式

年度	
年	月 日
第	号